

障害者差別解消法



国の責務

【責務】

- ・差別的取扱いの禁止(義務)
- ・合理的配慮の提供(義務)



【取組】

- ☆職員の対応要領の策定(義務)
- ☆相談窓口の明確化(努力規定)
- ☆差別解消支援地域協議会の設置(努力規定)

【責務】

- ・民間事業者における差別解消に向けた主体的な取組を促進



【取組】

- ☆主務大臣が各分野の民間事業者に対する「対応指針」を策定(義務)
- ☆主務大臣による助言・指導・勧告

地方自治体の責務



【責務】

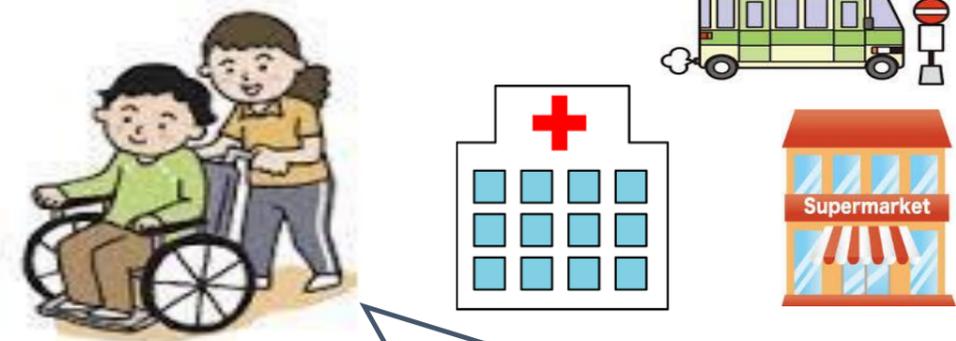
- ・差別的取扱いの禁止(義務)
- ・合理的配慮の提供(義務)



【取組】

- ☆職員の対応要領の策定(努力規定)
- ☆相談窓口の明確化(努力規定)
- ☆差別解消支援地域協議会の設置(努力規定)

民間事業者の責務



【責務】

- ・差別的取扱いの禁止(義務)
- ・合理的配慮の提供(努力規定)



- ☆主務大臣の指針を参考に主体的に差別解消に取り組む



国民(県民・市民)の責務

【責務】

- 共生社会の実現に向けて差別解消の推進に寄与するよう努める

県差別解消推進条例

- ★県の実態に即した「対応指針」を定める

- ★知事による助言・指導・勧告・公表(※法律に上乗せ)